



# 無免許・改造されたパーソナル無線の 開設・運用は電波法違反です!!

違反となるパーソナル無線は携帯電話へも妨害を与えるため、これまで以上に厳しく罰せられます!!

平成24年7月25日以降、パーソナル無線で使用されている周波数帯は、携帯電話でも順次使用されることになります。このため、パーソナル無線に許可された周波数帯であっても、無免許や改造したパーソナル無線を使用し、携帯電話に妨害を与えた場合、電波法に定める重要な無線通信への妨害として、**5年以下の懲役**又は**250万円以下の罰金**の対象となります。これは、無免許・改造のみの違反(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)よりも重い罪となります。詳細は、以下の電波法違反に関するお問い合わせ先へ連絡願います。

**【電波法違反に関するお問い合わせ先】 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室 ☎03-5253-5911**

パーソナル無線の免許又は再免許を受ける場合、  
免許の有効期間は平成27年11月30日までとなりました。

なお、既に免許を受けており、その有効期間が平成27年12月1日以降になっている方には、その取扱いについて、別途ご案内いたします。ご不明な点などありましたら、免許状に記載の総合通信局等までお問い合わせ願います。



## ▼免許の有効期間など免許に関するお問い合わせ先

北海道 北海道総合通信局無線通信部陸上課 ☎011-709-2311(内線4657)	青森/岩手/ 宮城/秋田/ 山形/福島 東北総合通信局無線通信部陸上課 ☎022-221-0679	茨城/栃木/群馬/ 埼玉/千葉県/東京/ 神奈川/山梨 関東総合通信局無線通信部陸上第三課 ☎03-6238-1781	新潟/長野 信越総合通信局無線通信部陸上課 ☎026-234-9984
富山/石川/福井 北陸総合通信局無線通信部陸上課 ☎076-233-4482	岐阜/静岡/ 愛知/三重 東海総合通信局無線通信部陸上課 ☎052-971-9221	滋賀/京都/ 大阪/兵庫/ 奈良/和歌山 近畿総合通信局無線通信部陸上第三課 ☎06-6942-8561	鳥取/島根/ 岡山/広島/山口 中国総合通信局無線通信部陸上課 ☎082-222-3370
徳島/香川/ 愛媛/高知 四国総合通信局無線通信部陸上課 ☎089-936-5035	福岡/佐賀/長崎/ 熊本/大分/宮崎/ 鹿児島 九州総合通信局無線通信部陸上課 ☎096-326-7860	沖縄 沖縄総合通信事務所無線通信課 ☎098-865-2306	